

平成 20 年 6 月 18 日

## 履行保証制度における共同企業体 の取扱いが変わります。

### 1 変更内容

札幌市の工事請負契約で導入している履行保証制度において、  
現在、共同企業体（特定及び経常）を対象から除いている取扱い  
を変更し、共同企業体（特定及び経常）も対象とすることといた  
します。

### 2 適用時期

平成 20 年 7 月 9 日以降に告示する案件から適用します。

#### 【担当】

財政局管財部契約管理課工事契約係

電話 011-211-2442